

平成 22 年 8 月 27 日

特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット

理事長 清水 巖 殿

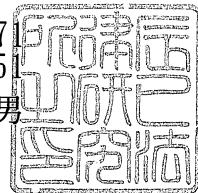
株式会社 辰巳法律研究所

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 4-3-6

T E L : 03-3360-337

F A X : 03-3360-285

代表取締役所長 後藤 守男



回 答 書

平成 22 年 7 月 27 日付けの貴法人からの「再申入書」に関し回答いたします。

1 弊社は、平成 22 年 5 月 18 日付けの回答書にも記した通り、講座申込み規約を平成 22 年 7 月 1 日付けで改定することとし、この改定規約を平成 22 年 6 月以降に作成するパンフレットに掲載致しております。またこれに合わせ、講座申し込み用紙等その他の媒体に掲載されている旧申込み規約を改定規約に変更する予定でしたが、貴法人ご指摘の通り、ホームページ分が漏れました。その後直ちにホームページに掲載している申込み規約も修正しておりますので、本件ご確認下さい。

2 改定規約について実効的に周知徹底を図ることが肝要とのご指摘ですが、この点については弊社も全く同様に考えております。そのために弊社では、改定された申込み規約を、講座申込みの際に誰もが記入する「申込書」に掲載しております。弊社では従前よりこの「申込書」と「講座申込み規約」を一体化させておりますが、これはこれら申し込み規約を受講生に対して周知徹底を図るための措置です。
そして今回、従前の受講生に対しても周知徹底を図るために、改定規約を HP に掲載するとともに個別に郵送する予定です。

3 和解契約の件ですが、弊社は講座申込み規約を改定し、またこの規定の周知徹底を図っていることより、現段階において貴法人と締結する必要性はないと判断しております。

以上